

新型コロナウイルスワクチン接種についてお知らせします

新型コロナウイルスワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症の発症および重症化を予防し、結果として感染症のまん延防止を図ることを目的に、国の指示のもと市町村において実施するものとなっています。

本市でも、安全で有効なワクチンが承認され、供給できるようになった場合に、速やかな接種が可能となるよう、国の示すワクチン接種の優先順位を踏まえ、接種体制の構築を進めています。

◆ワクチン接種の優先順位

当面の間は確保できるワクチンの量に限りがあるため、国が示す以下の優先順位に従い、順次接種を進めていく予定です。

- ①医療従事者等
- ②高齢者（令和3年度中に65歳に達する方で昭和32年4月1日以前に生まれた方）
- ③基礎疾患を有する方・高齢者施設等で従事されている方
- ④①～③以外の方

◆接種回数 2回

ワクチンの効果を十分得るために、同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて2回接種する必要があります。現在承認されているファイザー社のワクチンの場合は、1回目の接種後通常3週間の間隔で2回目の接種を受けてください。

◆接種費用 無料

※新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、希望する方のみに行います。

厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）をご利用ください

●厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

電話番号 0120(76)1770

受付時間 9時～21時 ※土日・休日も実施

【新型コロナワクチン以外の電話相談窓口】

●新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の電話相談窓口

電話番号 0120(56)5653

受付時間 日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9時～21時

タイ語：9時～18時

ベトナム語：10時～19時

※土日・休日も実施